

平成十九年十一月十五日提出  
質問 第二二二八号

介護福祉士制度に関する質問主意書

提出者  
山井和則

## 介護福祉士制度に関する質問主意書

一 先の答弁書（内閣衆質一六八第四四号）では、「現在、三年以上の実務経験により介護福祉士の受験資格が付与されるが、実務経験のみでは利用者の状況に応じて必要な介護を考える思考プロセスや利用者等への説明能力等について制度的・理論的面で十分な教育を受ける機会に欠けているとの指摘もあつたことから、改正法案による介護福祉士の資格の取得方法の見直しにおいては、介護福祉士の受験資格については三年以上の実務経験に加え、養成施設における介護福祉士として必要な知識及び技能の修得を要することとし、その修得に必要な理論的・体系的な学習を行うためには六か月以上の教育課程が必要であると考へたもの」とある。

① 「実務経験のみでは利用者の状況に応じて必要な介護を考える思考プロセスや利用者等への説明能力等について制度的・理論的面で十分な教育を受ける機会に欠けている」と指摘されたが、他の養成ルートから介護福祉士になった者との明確な違いはあるのか。

② 「実務経験のみでは利用者の状況に応じて必要な介護を考える思考プロセスや利用者等への説明能力等について制度的・理論的面で十分な教育を受ける機会に欠けている」ことによつて、実際に介護の

現場でどのような不具合が生じたのか。また、介護サービスの利用者にとどのような影響を与えたのか具体的に教えていただきたい。

二 前回答弁書（内閣衆質一六八第九九号）では「御指摘のような「指摘」については、厚生労働省の「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」において、同検討会の委員が行っている」とあるが、その委員はどのような団体を代表した者か。

三 前回答弁書（内閣衆質一六八第九九号）では「介護福祉士の養成課程においては、介護保険制度等に関する知識、利用者の権利擁護に関する知識、認知症等の多様な利用者に対する介護の提供において必要となる医学的な知識など、実務経験だけでは修得が困難な知識及び技能について、理論的・体系的に学習することとしており、そのために最低限必要な期間として、六か月としたもの」とある。

① 「実務経験だけでは修得が困難な知識」とは何か。

② 「実務経験だけでは修得が困難な技能」とは何か。

③ 「介護保険制度等に関する知識、利用者の権利擁護に関する知識、認知症等の多様な利用者に対する介護の提供において必要となる医学的な知識」は介護福祉士国家試験に合格するために学習することが

必要であり、介護職員によつては自主的にテキストなどで学習している。あえて養成施設に通わせて学習させるのはなぜか。自主的にテキストで学習するのと何が違うのか。

④ 最低限必要な期間として六か月とした「六か月」の積算根拠をお示しいただきたい。

四 平成十九年十一月二日の衆議院厚生労働委員会で、岸厚生労働副大臣は「六百時間の研修をする場合、一概には申せませんが、例えば通信教育を受けるとした場合、これは放送大学の例をとってみます」といふと、大体二十万円から三十万円程度ではないかと見込まれます」と答弁したが、仮に教育訓練給付を使ったとしても、この答弁された金額では十六万円から二十四万円を介護職員が自己負担することになる。

① 全国の介護職員の中で雇用保険の対象となるのは何人か。

② 全国の介護職員の中で教育訓練給付の対象となるのは何人か。

③ 年収三〇〇万円にも満たない介護職員が多い中で、数十万円の費用を払えない介護職員はどうすればよいのか。

④ 年収三〇〇万円にも満たない介護職員が多い中で、数十万円の費用負担をしなければ受講できない制

度というのは妥当なものと厚生労働省は考えるのか。

右質問する。